

令和7年第11回菊池市教育委員会会議録

日 時 令和7年11月17日（月）午後1時30分

場 所 キクロス 大研修室

出席者

教育長	音光寺 以 章
教育長職務代理者	渡 邁 和 雄（欠）
教育委員	増 永 幸一郎
教育委員	岩 根 美 紀
教育委員	白 木 辰 也
教育委員	三 上 かおり
教育部長	前 川 幸 輝
生涯学習センター長	吉 川 良 二
教育審議員	富 永 泰 寛
学校教育課指導主事	清 永 邦 宏
学校教育課指導主事	北 村 美 紀
学校教育課長	岩 根 貴 史
学校給食管理室長	財 津 裕 一
文化課長	坂 本 憲 昭
生涯学習課長	川 口 克 明
菊池市立図書館長	松 寺 盛 親
社会体育課長	川 島 健 一
学校教育課課長補佐	本 山 大 翁

17／18人

日 程

1. 開 会

2. 議事録承認

3. 教育長の報告

4. 議事案件

議案第29号 第4期菊池市教育振興基本計画の素案について（学校教育課）

議案第30号 菊池市就学援助費規則の一部を改正する規則の制定について（学校教育課）

議案第31号 菊池市生涯学習人財認証制度設置要綱の一部を改正する要綱の制定について（生涯学習課）

5. その他

6. 閉 会

7. 教育委員会各課からの事務連絡等

①総合教育会議について

②行事予定について

③次回の教育委員会議

令和7年12月17日（水）15:30 キクロス大研修室
④その他

開会

音光寺教育長 皆さん、御起立をお願いします。

ただいまから令和7年第11回菊池市教育委員会議を開会いたします。よろしくお願いします。

なお、渡邊委員から、病気のため欠席の届出があつてありますので、お知らせいたします。

それでは、会議次第に従い、会議録の承認についてを議題といたします。

教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、令和7年第10回菊池市教育委員会の会議録に記載した事項について、異議はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議ありませんので、令和7年第10回菊池市教育委員会の会議録については、承認することに決定いたします。

では、次に教育長の報告を議題とします。私より報告させていただきます。

まず、動静につきましては、10月24日(金)、人権教育主任研修会に参加しております。また、夕方、菊池市文化祭4支部合同開会式に参加しております。

25日(土)、菊女フェスタと、小中高生の交流集会が大津町の生涯学習センターで行われましたので、そちらに参加しております。

26日(日)、古代の山城鞠智城のシンポジウムが太宰府市で行われましたので参加しております。

27日(月)、県の学校人事課と特別支援教育課が、菊池北中学校に特別支援学級の訪問ということでおいでになられましたので、そちらに参加しております。その後、校長面談を行っております。

28日(火)、ジョルジュ・サンドトリオのコンサートが泗水ホールで行われまして、市内の中学1年生全員が参加しております。子供たちの感想では、感動した、初めてオーケストラの生演奏を聴いて動きや表情などで表現をされているということがよく分かったなどの感想が聞かれ、とてもいいコンサートでした。その後、校長面談を行っております。

30日(木)から31日(金)、熊本県市町村人権教育連絡協議会の研修会に、岡山県と広島県に行って参加しております。

11月1日(土)、旭志支部の秋祭りに参加しております。

3日(月)、泗水コスマスマラソン。とても天気がよくマラソン日和で、多くの方々に参加していただきました。

5日(水)、旭志小学校B訪問と給付型奨学金の検討委員会。

6日(木)、あそボール in くまもとということで、宇津木選手が菊池幼稚園の児童を対象にソフトボールについての普及啓発を行っていますので視察に行きました。それと、菊池っ子60運動の推進協議会。

7日(金)、県中体連の駅伝大会が行われております。後ほど結果については述べます。

8日(土)、調べる学習コンクールと読書ミリオネア表彰、午後から部落解放の第37回熊本県研究集会に参加しております。

9日(日)、菊池市防災訓練が、孔子公園で行われております。それから、報告書刊行の記念講演会ということで、県立大学の大島教授から講演をいただいております。

10日(月)、管内教育長校長合同会議。

11日(火)、なかよしフェスタ、それと市内の小中学校長会議。夕方より、プラチナ報告会。子供たちはとてもすばらしい発表をしております。

12日(水)、七城小学校の研究発表会。

13日(木)から14日(金)まで、B&G財団の全国教育長会議。

そして本日が、菊池市の読書感想画の審査と教育委員会議となっております。

次に、市内小中学校長会議での連絡事項です。

(1)はじめに、児童・生徒の頑張りということで、菊池都市中体連駅伝大会で菊池南中学校が郡市で優勝し、県大会に出場しまして5位入賞というすばらしい成績を残しております。一時はトップ争いをしていましたが、3区と4区は2位で、九州大会も視野にというところでしたが、残念ながら5位でした。よく頑張ってくれました。

次に、心のきずなを深めるための標語、熊本県教委が募集していますが、最優秀賞を菊池北中学校の1年生の木場さんが受賞しております。ポスターの部は、低学年の部で隈府小学校2年の新美さんが優秀賞を受けております。実は、心のきずなを深めるための標語の最優秀賞は、昨年は菊池南中の有働さんでしたので、菊池市から2年連続中学校の部の最優秀賞です。本当にうれしい限りです。ちなみに、ポスターの部の新美さんは、昨年は1年生で県の最優秀賞になっております。非常にいい作品を作っていただいているなと思います。

次に、第3回菊池図書館を使った調べるコンクールで、菊之池小学校4年生の青木峻成さんが市長賞を受賞しております。とてもいい作品で、全国大会に出品しているところでございます。学校賞は七城中学校が受賞しております。

それから、令和7年度読書ミリオネアの認定者34名中、25名が小学生、3名が中学生でした。一番読んでくれたのが、戸崎小学校6年の松永みのりさんで、500万円分読んでおります。あと、400万円が1人、300万円が3人いらっしゃいました。読書活動が非常に推進されているということで、うれしく思っているところです。

それから、令和7年度熊本県優秀教員表彰に泗水小学校の白木覚先生が選ばれております。おめでとうございます。

それと、熊日新聞に、旭志小学校の中学校からの読み聞かせ、それと、旭志中学校がインドネシアの方と交流したという記事が載っておりました。

先ほど言いましたように、ジョルジュ・サンドトリオコンサートが、子供たちにとって感動する体験であったこと。それと、来年2月7日に行いますSDGsフェスティバルは、小学校2校、中学校1校を予定しているということをお伝えしております。

(2)連絡事項としましては、人事異動についてということで、人事異動が始まっていますので、次年度の構想を考えること、学校も教育目標並びに学校の強みやさを考えて、リーダーがどんな方がいらっしゃるかということで来年度の構想を考えていただきたいこと。そして、人事異動関係の書類についてはミスがないように、それとパイプの詰まりがないように、しっかり先生方の話を聞いてくださいと伝えております。

それから、安心、安全な学校づくりのためにということで、インフルエンザが菊之池小学校の3年で学級閉鎖が1クラス出ておりますので、広がらないようにお願いしているところです。

学力向上については、計画的な取組をしていただくこと。

それと、いじめ・不登校については、心のアンケートを実施しますので、面談も必ず実施するようにお願いしております。

人権教育については、人権子ども集会オンデマンドの配信が行われますのでしっかり活用していただくということと、菊池市人権未来都市宣言も同様に活用していただきたいということをお願いしております。

観察研修については、次回報告するということで話をしております。

教職員の不祥事防止については、交通事故等を特に用心するようにお願いしておるところです。

その他として、主任児童委員さん方との意見交換会を行いました。学校との関わりや情報が少ないという御意見があり、学校が何をしてほしいかを教えていただきたいということです。主任児童委員さん方は、学校と一緒にいろいろ取り組んでいきたいという思いをしっかり持っていますので、一番は、学校運営協議会委員のメンバーに入れていただければ一番連携が取れるだろうということで、校長先生方にはお話をしております。

また、学童保育の担当者会議に参加していただいて、学校施設を使わせていただいているということに感謝申し上げますとおっしゃっていました。

同じく、先生との情報交換の場が欲しいとのことで、特に学童に来ているお子さんで特別支援学級のお子さんへどのように指導されているのかというのには特に連携しておいたほうがよいという話がありました。

それと、臨時休校や早く下校するときの連絡が遅いとのことで、学童の対応が難しいと話されたことも校長先生にお願いしているところです。

次に、(3)今後の予定としましては、19日(水)、泗水東小学校の総合訪問と市長の記者会見があります。

11月20日(木)、序議。

21日(金)、泗水小学校の研究発表会。

22日(土)、ロータリークラブの小中学生モルック大会。

25日(火)、管内四者人権・同和教育研修会。

26日(水)、市議会の開会と旭志中学校の総合訪問。

27日(木)、特別支援学級の指導力向上研修会が菊池北小学校で行われます。

29日(土)、キクロスまつり。

30日(日)、菊池少年自然の家の50周年記念式典。

12月1日(月)、菊池祭が宮崎県西米良村で行われます。

2日(火)、市議会の本会議、予算決算常任委員会。

3日(水)から5日(金)まで、市議会の一般質問。

6日(土)、ふるさとカルタ大会。

8日(月)、市議会の一般質問。

9日(火)から10日(水)、市議会の常任委員会。

11日(木)、市内校長会議。

12日(金)、キクロスカレッジの運営委員会とESDティーチャープログラム。

13日(土)、菊池市人権フェスティバル。

14日(日)、泗水剣道大会。

16日(火)、市議会の予算決算常任委員会。

17日(水)、市内教頭会議、教育支援委員会、教育委員会議を行います。

以上で教育長報告を終わります。

何か御質問等はございませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 ないようですので、これで教育長の報告については終わります。

それでは、議事に入りたいと思います。

議案第29号、第4期菊池市教育振興基本計画の素案について、事務局より説明をお願いします。

岩根学校教育課長 学校教育課でございます。よろしくお願ひします。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第29号、第4期菊池市教育振興基本計画の素案について御説明します。

本計画につきましては、教育部の全ての課が関係するところではございますが、取りまとめをしております都合上、私から説明をさせていただきたいと思います。

まず、提案理由としましては、現行の第3期計画の期間満了に伴いまして、第4期計画を策定する必要があるものでございます。また、市の基本的な政策等の策定におきましては、パブリック・コメントを実施する必要があることから、公表前に教育委員会議にお諮りするものでございます。

さて、本年第7回の教育委員会議におきまして、この第4期計画の体系図の案について報告をさせていただいております。今回、別冊で体系図の案を改めて配付させていただいておりますので別冊資料を御覧ください。

前回御報告しました体系図案を基に、教育長以下教育部の各課の課長まで構成される教育部庁議におきまして、取組事項の内容説明や具体的施策の成果指標を協議、作成し、今回、計画素案としてまとめたところでございます。この協議段階で、別冊の体系図案の一部の加除修正を行っており、その修正箇所につきましては朱書きの部分として、今回改めて配付させていただいておりますので、御

確認をお願いします。

議案書につきましては、この修正を反映した計画素案となっております。

それでは、まず議案書の4ページをお願いします。

こちらが第4期計画素案の表紙となります。

次に、5ページには教育長のメッセージを掲載する予定で考えております。

6ページをお願いします。

目次ですが、第1章から第4章の章立てをしております。第1章が計画の策定にあたってとして、計画の趣旨、位置づけ、子供からの意見聴取等、それから計画期間の4項目を載せております。第2章が基本構想として、基本理念、基本方針、施策体系の3項目を掲載します。次に第3章が具体的施策として、基本方針の1から5まで、33の取組事項に沿った具体的施策と成果指標を掲載します。第4章は計画の推進として、4項目について掲載しております。最後に、参考資料として成果指標一覧を掲載しております。

それでは、次の7ページをお願いします。

第1章、計画の策定にあたって、上段の1、策定の趣旨でございます。

令和元年度に策定された菊池市教育大綱の五つの基本方針に基づき、関連して取り組む事項を含み、令和3年度から令和7年度までの5か年計画である第3期菊池市教育振興基本計画を策定し、本市教育における課題の解消と発展に努めてきました。令和7年2月、教育大綱の改定により基本方針の見直しが行われ、改めて五つの基本方針が整理されたことから、第3期計画の計画期間満了に伴い、改定後の教育大綱基本方針に沿った施策を展望させるため、第4期の菊池市教育振興基本計画を策定するものでございます。

次に、計画の位置づけでございます。

本計画は、第3期計画の後継計画であり、これから本市教育行政が目指す方向や推進する施策を示すものでございます。策定に当たっては、教育大綱や国、県の教育振興基本計画、その他関連計画を参照するとともに、第3次菊池市総合計画をはじめ、市の関連する計画との整合を図りますということでしております。このため、国、県の計画も新しい計画になっておりますので、後ほど出でます成果指標も大分変わったところも多く含まれております。

次に、三つ目が、子供からの意見聴取等ということでございます。

こども基本法が定められまして、第11条に、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものということで定められております。第4期計画の施策も子供に関するものが多数あるため、子供たちを対象としたアンケートや、ワークショップ等による意見聴取を進めることをここで定めております。

次に、計画期間でございます。

令和8年度から12年度までの5年計画ということになります。下段に整合を図る必要がある市の総合計画、それから、教育大綱のみになりますが、計画年度を参考までに示しているところでございます。

次に、8ページからが第2章の基本構想となります。教育大綱の基本理念の下、五つの基本方針に沿って各種施策を取り組むことになります。

一つ目の基本理念は、教育大綱のとおり、「郷土が人を育み 人が郷土を育む文教のまち菊池」ということで、この理念の説明は教育大綱に掲載がありますので、本計画では省略しております。

二つ目の基本方針でございます。

五つの基本方針とその実施事項ということで、9ページまで記載しております。これも教育大綱に沿った内容ということになります。

10ページをお願いします。

3の施策体系です。右側の第4期計画の取組事項欄にあります33の取組事項ごとに施策を整理することになります。

11ページをお願いします。

第3章の具体的施策でございます。33の取組事項ごとに1ページずつまとめております。33ございますので、それぞれの取組ごとに載っております。

それでは、11ページで記載内容の説明をしたいと思います。

まず、上から2行目までは、教育大綱の基本方針と実施事項を載せております。次に、3行目が第4期計画における取組事項となります。その下が取組事項に対する取組内容、その下に具体的な施策ということで掲載しております。細かな事業の掲載は行っておりませんが、施策の推進における成果を図るための成果指標を掲載しております。

このページの取組事項は、確かな学力の育成ということになります。

取組内容は、子供たちの多様な状況に応じた学習者主体の学び、多様な他者と協働した学びに向けて、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、ICT等を活用しながら、主体的・対話的で深い学びを実現します。また、誰一人取り残さない学びの保障と、教員一人一人の子どもを学びの主体とする授業力の向上に向けて取り組みます。さらに、家庭学習や読書活動の充実を図り、子どもたちが生涯にわたって自分の力で学び続ける力を育みますということで内容を整理しております。

具体的施策として、学習指導要領の着実な実施、授業改善及び指導力向上、家庭学習習慣の定着と家庭学習の充実、ICT機器の活用の充実、読書活動の充実ということで、具体的施策を掲げております。

成果指標としては、主に三つの指標を上げております。一つ目が、授業の内容がよく分かると思う児童生徒の割合、それから、学校の授業以外でほぼ毎日勉強している児童生徒の割合、1か月に2冊以上読書をする児童生徒の割合の三つでございます。県が定める指標などを参考に、こちらに掲載しております。

学校教育における成果指標は、分母となる児童が毎年変わります。数値によります目標値の設定が難しいものがかなり多くございますので、今回、幾つかの成果指標の目標値を「前年度を上回る」といった形にしております。この方法も県の資料を参考にさせていただいております。

このような記載の方法で、33の取組事項を43ページまで掲載をしていると

ころでございます。

次に、44ページをお願いいたします。

第4章、計画の推進でございます。

計画の推進に当たり必要な項目を掲載しております。一つ目が関係機関との連携・協力、二つ目に市教委と市長部局との連携、三つ目に教育に対する財政措置ということでございます。この教育に対する財政措置は、教育基本法の第16条第4項で、地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならないという規定がされていることから、計画の推進に当たり重要な事項として掲載しておるところでございます。四つ目が計画の進捗管理で、成果指標の検証と進捗状況の公開について掲載しております。

次の、45ページから50ページまでが成果指標の一覧でございます。中には基準値になる指標が既に100というところもありますけれども、これは引き続き実施していかなければならない事項になりまして、100を維持し続けるという考え方で見ていただければと思います。

以上のように素案として今回まとめております。現時点での数値等の未調整の部分がありますけれども、全体的にはこういう形で進めていきたいというところで御理解いただければと考えております。

今回この教育委員会議で承認をいただきましたら、この素案を案に変更しまして、さらに、教育部庁議の中で軽微な修正等を行なながら、予定では1月頃になると思いますが、パブリック・コメントを実施したいと考えております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

音光寺教育長 では、ただいまの説明につきまして質疑及び御意見等はございませんでしょうか。

岩根委員。

岩根委員 資料を作られるのがいろいろ大変で、労力をかけられたことと思います。お尋ねも含めてですが、目次のところに、第1章の3番は、子供が「子供」と漢字で、その後の具体的施策の基本方針の子供は「ども」が平仮名で「子ども」、7ページの3番は漢字、その次の子ども基本法は平仮名です。混在は書き方として構わないのですか。

音光寺教育長 岩根課長。

岩根学校教育課長 市の関連計画等の確認を行いまして統一したいと思います。

岩根委員 34ページ、取組内容の一つ目の四角の最後に、「本部運営委員会(※)」とありますですが※印の注釈がありません。

岩根学校教育課長 注釈を入れる予定で調整中でございます。

岩根委員

41ページの取組内容の一つ目の真ん中の行で、「興味・関心」の次の「目的特性」の間にも「・」があればと思いました。目的と特性は別だと思います。

内容についてもよろしいでしょうか。

11ページの最初の部分ですが、確かな学力の育成の取組内容の一つ目の四角は、4行全部で一文では長いなと思いました。

それから、その取組内容に「学び」がたくさん出てきます。書いてある内容は主体者と他者ということで、自分の学びと協働というのが3回繰り返し出てくるようですが、減らして読みやすくしてはと思います。

そのために、一つ目の「学習者主体の学び」は、「個別最適な学び」ということと一緒にで、また「多様な他者と協働の学び」が2行目にあって、それが「協働的な学び」と同じことが出てきています。さらに最後に「主体的・対話的で深い学びを実現します」と書いてあるので、上の2行を一緒にしてはどうかと思いました。例えば、1行目の「学び」の前に、「学習者主体の個別最適な学び」とすると、学びが1個減ります。「多様な他者と協働した学び」があるので、その次の「協働的な学び」はどうするかなど。

また、16ページの取組内容に「教育的支援を必要とする児童生徒に主体的な取組を支援するために」とありますが、最後に「必要な支援を行います」とあります。最後の支援を行うところは、下段に具体的な施策に書いてあるので、「環境整備を行う」といった言葉を持ってきたらどうかなと思ったところです。以上です。

岩根学校教育課長 いろいろとありがとうございました。

文言の修正はかけさせていただいて、提案いただいた内容については、簡素化するなど検討させていただきたいと思います。

音光寺教育長 ありがとうございました。

委員の皆様も、気づかれたときはいつでも言っていただいたほうが、こちらとしましても、いいものに仕上げていきたいと思いますので。

ほかにありませんでしょうか。

白木委員。

白木委員

まず33ページですが、意見に近いかもしれません。デジタルアーカイブのコンテンツ数が表示されています。5年間で約2,700増やそうかということですね。これは、平均すると500弱ぐらい増やしていくかなければいけないので、数値目標としては妥当かもしれないですが、実際やるほうはすごく大変だろうなと思いますし、それに対して具体的に何かあるのかどうか。デジタルとして活用するためには整理が必要ですが、集めるだけではなく、それに向けた例えば予算や人材の確保というのが具体的にあるならば、この数が理解しやすいなと思ったのが一つです。

それと、今度は戻りまして26ページ、これは個人的な意見になってしまふのですが、取組内容の5番目の四角です。内容として、「国指定無形民俗文化財である菊池の松囃子能を伝統ある場で披露することによって」と手順が書いてあるのですが、これは神事なので、年に一度は能場で舞うことが基本だと思います。これこそ個人的なことですが、私は高校を卒業するまでお能を見たことがなかつたので、見る機会を増やしていただくという意図であれば、もう少しストレートに書いていただいてもいいかなという気がしました。

能場に行くのが一番いいと思うのですが、私が見られなかつたというのは、要するに学校の授業とかがあるから見られなかつたので、学校で積極的に見に連れていっていただけるか、または映像等々で、菊池にはこんなにすごいのが残っているという伝え方もあるのかなという気がしました。5年間で全部の学校というのはまず無理だと思うので、何かそういう方法も考えていただけると、少なくとも、「知らなかつた」という子はいなくなると思いました。

音光寺教育長 松寺図書館長。

松寺菊池市立図書館長 まず、デジタルアーカイブの御質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、年500増を目指してやってきましたし、今回もこの500という数字を堅持しようということで目標として掲げております。御心配いたきましたとおり、数値目標は、今までの年500のクリアとはおおよそ考え得る限り相当厳しい設定だとは、私どもも十分承知の上でございます。ただ、それに向かって努力をしようということです。

2番目に御質問をいただきました予算措置などをということでございましたが、現状では予算措置はございませんので、マンパワーの強化という面で考えております。

アーカイブを始めようということで、手元にストックしていたメタデータを含めて、ほぼ取り込むだけのデータというのはもう枯渇しかけております。令和6年度後半から7年度に関しては、コンテンツのアウトプットと並行して、アーカイブにコンテンツ化できるような資料と、その資料についてのメタデータといいます説明文や歴史的背景など、詳細事項の調査というところを併せて行っているところです。

マンパワーがどうしても不足しますので、そこに関しましては、別途、キクロスカレッジで、マイスターの方々にお手伝いをいただきながら。また、デジタルアーカイブの推進会議というマイスターの方々を含めたところで毎月会議を開きながら、資料やデータの収集に今は少し力の傾斜配分を変えて動いているところでございます。

この500増を毎年クリアしていくというのは大変だとは十分認識しておりますが、頑張ってみようというところで、担当と設定をしたところでございます。

以上、お答えいたします。

音光寺教育長 坂本課長。

坂本文化課長 26ページの国指定文化財のところですが、これは子供の伝統芸能を能場でやるというところで書いていましたが、ここは文言を修正させていただきます。趣旨は、子供の伝統芸能を、この能場のものを使うというところになりますので、御理解をお願いします。

音光寺教育長 よろしいですか。ほかにありませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、またありましたら学校教育課に伝えていただければと思います。では、次の議題に入りたいと思います。

議案第30号、菊池市就学援助費規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いします。

岩根学校教育課長 引き続き、学校教育課でございます。

議案書の51ページをお願いします。

議案第30号、菊池市就学援助費規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

提案理由としましては、オンライン申請の導入により、保護者及び学校事務の負担軽減を図るもの、それから、家計の急変に伴う就学援助費申請について、これまで新型コロナウイルス感染症の影響によるものとしていたものを、それに限らず、物価高騰等により家計が急変した保護者の負担軽減にも適用したいため、規則の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明しますので、58ページをお願いします。

今回、併せて軽微な文言修正も行っておりますが、文言修正に伴う改正箇所を除いて御説明をしたいと思います。

まず、第2条の定義について、改正案として、第4号、オンライン申請を追加しております。菊池市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う申請についてをオンライン申請と言うという定義づけを加えております。

次に、第5条第1項中の「、就学援助申請書（様式第1号の1）」を削り、「児童生徒が在籍する学校の校長（以下「校長」という）。を経由し」を、「次の各号に掲げるいずれかの方法により」、それから、「提出」を「申請」に改め、59ページに移りますが、同項に、第1号、教育委員会が指定するオンライン申請方式により教育委員会に直接申請する方法、それから第2号、就学援助申請書（様式第1号の1）を児童生徒が在籍する学校の校長を経由し教育委員会に提出する方法を加えます。

次に、第5条第2号中、「新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯の者」を「世帯の経済状況が急変した者」に改めます。

次に、同条の第3項のうち、「就学援助申請書（入学準備金申請用）（様式第1号の2）」を「次の各号に掲げるいずれかの方法により」に改め、「入学予定の学校の校長（以下「校長」という。）を経由し」を削り、「提出」を「申請」に改めます。

それから、同項に、第1号、教育委員会が指定するオンライン申請方式により教育委員会に直接申請する方法及び第2号、就学援助申請書（入学準備金申請用）（様式第1号の2）を入学予定の学校の校長を経由し教育委員会に提出する方法を新しく加えます。

次に、61ページからの別表ですが、62ページをお願いします。

別表中の3号の「新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯の者」を「世帯の経済状況が急変した者」に改めます。

それから、54ページから56ページに掲載しております関係様式の改正は、軽微な文言修正を行っておりますので、説明は省略いたします。

57ページをお願いします。

附則を載せております。附則としまして、この規則は令和7年12月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

音光寺教育長 では、ただいまの説明で何か御質問等ございませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 それでは、質疑もないようですので、先ほどの議案第29号と議案第30号、まとめて採決したいと思います。

では、議案第29号並びに議案第30号は原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第29号と議案第30号は原案のとおり可決することに決定いたします。

では、続きまして、議案第31号、菊池市生涯学習人財認証制度設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、事務局より説明願います。

川口生涯学習課長 生涯学習課でございます。よろしくお願ひいたします。

議案書の63ページをお願いいたします。

議案第31号、菊池市生涯学習人財認証制度設置要綱の一部を改正する要綱の制定について御説明いたします。

この人財認証制度とは、キクロスカレッジを修了された方が、市民の主体的なまちづくり、それから多様な学習活動の支援など、市が求めます方針に賛同いただきましてこの人財認証制度に基づき申請をいただきますと、審査の上、生涯学習マイスターとして市が認証するという仕組みでございます。市民の皆様が活動されるときに、言わば市のお墨つきといいますか、市の認証を受けて活動いただく、それにより活動がしやすくなるのかなというところで、この制度を設けておるところでございます。

今回、この要綱の様式第1号から第7号までの一部修正をお願いするものでございますが、全て軽微な修正で、申請者の利便性を高めるために修正するものでございます。

新旧対照表で御説明いたします。

73ページをお開きください。

まず、73ページが様式第1号の改正でございます。様式上部の活動分野の欄をマイスター名に、また、中段の活動可能な時間帯欄に選択肢を設けるなどの修正を行っておるところでございます。

74ページの様式第2号では、様式下段の申請者氏名の下の括弧書きを削除しております。

75ページ及び76ページの様式第3号及び第4号におきましては、記載欄を一部修正し、記入しやすくしたところでございます。

77ページから79ページまでの様式第5号から第7号におきましては、いずれも氏名欄の下の括弧書きを削除しております。

全て軽微な修正でございまして、様式の趣旨や内容の変更等はございません。

72ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この要綱は告示の日から施行するものとしております。

以上、議案第31号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

音光寺教育長 では、何か質問、御意見等はございませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、質疑もないようですので、採決いたします。

議案第31号は原案どおり可決することに御異議はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第31号は原案のとおり可決することに決定いたします。

次に、本日は、報告事項はありません。

では、その他に入ります。

事務局からその他はございませんでしょうか。

事務局 事務局からは特にございません。

音光寺教育長 では、皆さん、御起立をお願いします。

それでは、本日の委員会はこれで閉会いたします。お疲れさまでした。

―― 了 ――